

# 訂正等の情報

以下の箇所にて、誤りがありました。ご迷惑をお掛け致しまして大変申し訳ありません。  
訂正をお願い致します。

◆ 平成 22 年 7 月 9 日

科目	該当箇所	訂正前	訂正後
一問一答 雇用保険法	P 22 3 解答	×	○

※ 会員専用ページに掲載しているものにつきましては、すでに修正をしたものとなっております。

◆ 平成 22 年 7 月 2 日

科目	該当箇所	訂正前	訂正後
一問一答 健康保険法	P 15 1	労務の対償	労働の対償
改正情報 厚生年金保険法	P 26 (17) 罰則	(法 113 条の 4)	(法 104 条の 2)
改正情報 厚生年金保険法	P 27 延滞金の割合の特例 の条文 1 行目	法附則 9 条	法附則 17 条の 14
改正情報 厚生年金保険法	P 27 延滞金の割合の特例 の条文 2・3 行目	第 97 条	第 87 条

◆ 平成 22 年 6 月 7 日

科目	該当箇所	訂正前	訂正後
改正情報 健康保険法 1	P 2 (3)	全国健康保険協会の業務	役員
改正情報 国民年金法	P 22 解説 1 行目	厚生労働大臣の権限に係 る事務のうち、	厚生労働大臣は、
出るデル過去 問・社会保険編	P 108 左欄 14 行目	制定され、翌年から実施 されています。	制定、施行されています。

◆ 平成 22 年 2 月 3 日

科目	該当箇所	訂正前	訂正後
改正情報 健康保険法 1	P 13 上から 2 行目 ～ 3 行目	「特別の理由があるとき」 <u>以外の事由</u> に限ります	「特別の理由があるとき」 に限ります

※ 会員専用ページに掲載しているものにつきましては、すでに修正をしたものとなっております。

◆ 平成 21 年 9 月 13 日

科目	該当箇所	訂正前	訂正後
改正情報 労働基準法	P 14 上から 11 行目～12 行目	できることとした ました	できることとしま した

※ 会員専用ページに掲載しているものにつきましては、すでに修正をしたものとなっております。